

## 〔商品説明書〕

## 大口定期（インターネット）

（2023年5月15日現在）

商品名（愛称）	自由金利型定期預金（大口定期預金）
販売対象	● インターネットバンキングをご契約されている方
預入期間	● 1か月・3か月・6か月・1年・3年・5年
預入 預入方法 預入金額 預入単位	● 代表口座からの引き落としに限ります。 ● 1,000万円以上 ● 1円単位
満期時の取扱い	● 自動継続（元金継続または元利金継続）または自動解約の取扱いとなります。 ● 自動継続の場合は、満期日に税引後元利合計額を新たな元本額として同条件にて自動的に再預入いたします。ただし、自動継続後の金利は、継続日における当行所定の金利を適用いたします。 ● 自動解約式の場合は、満期日に税引後元利金が払い戻されます。 ● 自動継続定期を満期日に解約する場合は、満期日の前日までに予約手続きを行ってください。 ● 払戻金は代表口座へ入金となります。
受付時間	● 24時間受付が可能です。
利息 適用金利 利払方法 計算方法 課税方法	● 預入日の大口定期（インターネット）の利率を適用し、満期日まで適用いたします。 ● 満期日以後一括支払 ● 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 ● 20.315%の源泉分離課税（個人の場合） ※ 2037年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税0.315%が追加課税され、20.315%の税金がかかります。
付加できる特約事項	● マル優はご利用できません。
期限前解約時の取扱い	● 別表をご参照ください。
利率情報の入手方法	● 利率はインターネットに接続したお客様の端末もしくはホームページ上でご覧いただけます。または窓口でお問い合わせください。
預金保険制度	● 預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。 ※ 預金保険制度について、くわしくは「預金保険制度」のパンフレットをご参照ください。
その他参考となる事項	● 定期預金の預入にあたっては、予めインターネット上で所定の手続きが必要です。

	<p>※ 手続き後2営業日以内にメールにより取引開始のご連絡をいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通帳、証書の発行はいたしません。お取引内容はお客様の端末に当行所定の方法により表示いたします。</li> <li>● 一部解約はできません。</li> <li>● 満期日のご案内は郵便により通知いたします。</li> <li>● 商品内容等のご照会はダイレクトバンキングセンター [0120-889-186] までお問い合わせください。</li> </ul>
--	--

当行の指定紛争解決機関<sup>※</sup>：一般社団法人全国銀行協会

〔連絡先〕 全国銀行協会相談室

〔住所〕 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

〔電話番号〕 0570-017109 または 03-5252-3772

(注) 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）、受付時間：午前9時～午後5時

※ 〈指定紛争解決機関〉

- 指定紛争解決機関（一般社団法人全国銀行協会）は、銀行取引に関するトラブルについて中立・公平な立場で解決のための取組みを行います。
- 一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

〈全国銀行協会相談室のご案内〉

- 全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。
- ご相談・ご照会等は無料です。くわしくは、一般社団法人全国銀行協会ホームページをご参照ください。

<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>

## 別表：期限前解約時の取扱い（大口定期〔インターネット〕）

預入していた期間	1か月未満	1か月以上
期限前解約利率	○	△

○……下記A， B， Cのいずれか最も低い金利

（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とする）

△……下記B， Cのいずれか低い金利

（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とする）

A：解約日における普通預金利率

B：約定利率×70%

C：約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

預入日数

（小数点第4位以下切捨て）

注1 基準利率とは、期限前解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

注2 中間利払により利息が支払われている場合には、その支払額と上記の利率によって計算した期限前解約利息との差額を精算します。

（解約時に元本から不足分を差し引いて精算することもあります。）